

令和 6 年度

唐津市内部統制評価報告書

令和 7 年 7 月
唐津市

唐津市長 峰 達郎 は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

唐津市長 峰 達郎 は、唐津市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「唐津市内部統制基本方針」（令和 3 年 4 月 1 日）及び「唐津市内部統制事務処理マニュアル」（令和 3 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針等に基づき財務に関する事務に係る内部統制の整備及び運用を行っております。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

本市においては、令和 6 年度を評価対象期間とし、令和 7 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

（1）全庁的な内部統制

整備上及び運用上の不備は確認されず、本市の全庁的な内部統制は

有効に整備され、かつ、運用されていると判断しました。

(2) 業務レベルの内部統制

整備上の不備は確認されませんでした。が、運用上の重大な不備を4件把握したため、本市の業務レベルの内部統制は有効に整備されているものの、一部有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の内容と再発防止策（是正）に関する事項

委託業者との間で締結された障害者相談支援事業委託契約ほか3件において、非課税事業との認識から消費税を含まない契約を締結していたところ、厚生労働省等から当該事業が課税対象である旨の通知や報道等があり、誤りが判明したものです。

当該不備については、社会福祉法等及び国通知の内容確認を徹底するなど再発防止に取り組んでおります。

令和7年7月23日

唐津市長 峰 達 郎